

# 三世代ファミリー同居・近居促進事業補助金

内灘町では、平成28年度より子育てしやすい環境整備及び人口増加を図るため、町内で新たに三世代同居又は近居を始める方に対して費用の一部を助成しております。

## 対象者の要件

- ・新たに三世代で同居又は近居を始めるため、住宅の新築等を行い、その当該住宅に入居している方。
- ・平成30年1月から12月末までに住民登録を変更の上、三世代同居・近居を始めた方。（新築等を行う前から三世代同居の場合は対象となりません。）
- ・子の年齢が平成30年4月1日時点で満18歳未満なこと。
- ・三世代全員に町税等の滞納がないこと。
- ・過去にこの補助金をうけたことがないこと。

## 対象住宅

- ・平成28年4月1日以降に新築等に係る契約が締結されたもの。
- ・住宅の名義人が三世代同居等を行う三世代のいずれかの住宅。
- ・新築等に要した対象経費が100万円以上であること。
- ・近居は、住宅間の直線距離を2km以内とします。

## 助成内容

- ・現金30万円を交付します。また、県外からの転入者がいる場合は15万円を加算します。

## 申請手続き

### ① 補助金の事前申込（申請者）

対象者の要件を満たした年度の申請期限までに内灘町三世代ファミリー同居・近居促進事業補助金事前申込書（様式第1号）によりお申込みください。

<事前申込書の添付書類>

- ・三世代全員の住民票の写し
- ・三世代の記載のある戸籍謄本
- ・工事請負契約書又は売買契約書の写し
- ・建築基準法が定める検査済証の写し
- ・登記事項証明書（所有者が確認できるもの）
- ・領収書又は新築等に要した費用が分かる書類
- ・完成写真（増築、改築、改修の場合は着手前の写真も必要）
- ・子を妊娠中の場合は母子健康手帳の写し（保護者の氏名が確認できるページ）
- ・併用住宅の場合は新築等を行った住宅の図面（居住部分と居住以外の部分分かるもの）
- ・誓約書（様式第2号）

### ② 補助金の事前申込受付書（町）

事前申込書の書類を審査のうえ内灘町三世代ファミリー同居・近居促進事業補助金事前申込受付書（様式第3号）を送付します。

### ③ 交付申請（申請者）

別に定める日までに内灘町三世代ファミリー同居・近居促進事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第5号）で申請してください。

### ④ 交付決定（町）

交付申請書兼実績報告書を審査し、適正と認めるときは、交付決定兼確定通知書を送付します。

### ⑤ 補助金請求（申請者）

内灘町三世代ファミリー同居・近居促進事業補助金請求書（様式第7号）で請求して下さい。

### ⑥ 補助金の交付（町）

現金を指定口座に振込みます。

※申請書類は下記申請窓口で配布するほか、町ホームページからもダウンロードできます。

## 申請窓口・問い合わせ先

内灘町役場 都市整備部 企画課  
〒920-0292 石川県河北郡内灘町字大学1丁目2番地1  
TEL 076-286-6727 FAX 076-286-6709  
E-mail kikaku@town.uchinada.lg.jp

※平成30年度の申込期限は  
平成31年1月15日です。